

みんなの 介護保険

2025年度版

介護保険制度

介護保険料の
決め方・納め方

介護保険サービス
利用までの流れ

利用料などの
軽減制度

介護保険サービス
の内容

その他のサービス

★ 介護保険制度について

介護保険制度ってなに？ 1 ページ

★ 介護保険料について

介護保険料の納付年齢と納め方 2 ページ

65歳以上の人の保険料（第1号被保険者） 3 ページ

保険料の納め方 4 ページ

保険料の減免、軽減制度 5 ページ

保険料はきちんと納めましょう 6 ページ

★ 介護保険サービス等の利用までの流れについて

サービス利用のながれ 7 ページ

地域包括支援センターとは 8 ページ

要介護認定の申請ができる人 9 ページ

要介護度と心身の状態の例 10 ページ

要介護認定を受けるためには 11 ページ

介護サービスを利用するためには 13 ページ

総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）について 14 ページ

★ 利用料などの軽減制度について

自己負担割合とサービスの利用限度額について 15 ページ

利用者負担段階 16 ページ

介護保険の支払いが高額になったとき 16 ページ

食費・居住費（滞在費）の負担軽減について 17 ページ

社会福祉法人等提供サービスの利用者負担軽減 18 ページ

★ 介護保険サービスの内容について

介護給付・予防給付サービス 19 ページ

サービス・活動事業（総合事業） 23 ページ

★ 介護保険以外の福祉サービスについて

一般介護予防事業（総合事業） 24 ページ

その他の福祉サービスなど 25 ページ



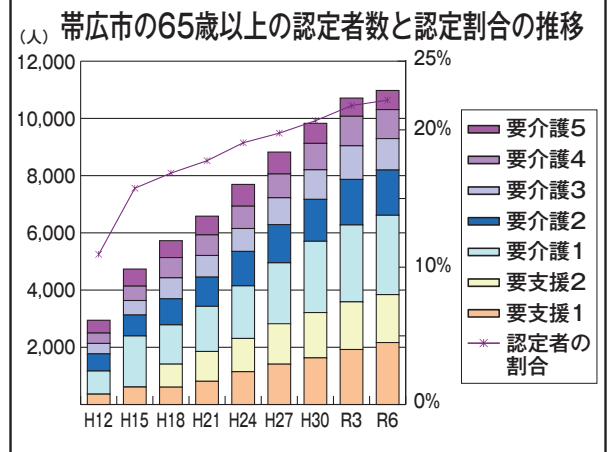
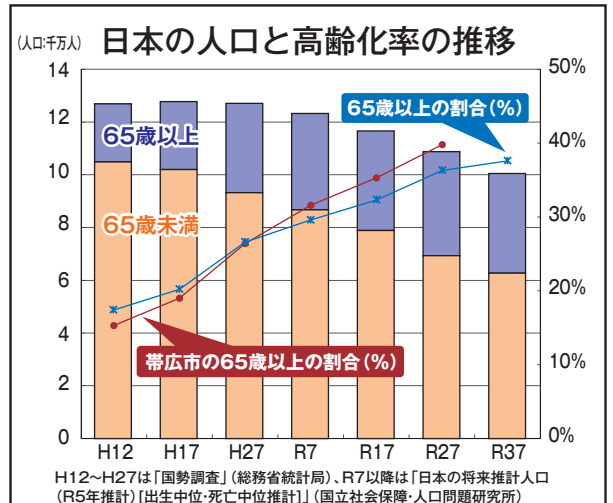
介護保険制度ってなに？

介護保険制度は、介護が必要になった場合でも住み慣れた地域や家庭で自分らしく、安心して暮らせるよう、介護を社会全体で支えていく仕組みとして平成12年4月にスタートしました。

高齢化の状況をふまえ、誰もが健康で活動的な生活を送れるように、また、持続可能な制度とするために、3年ごとに改正されています。

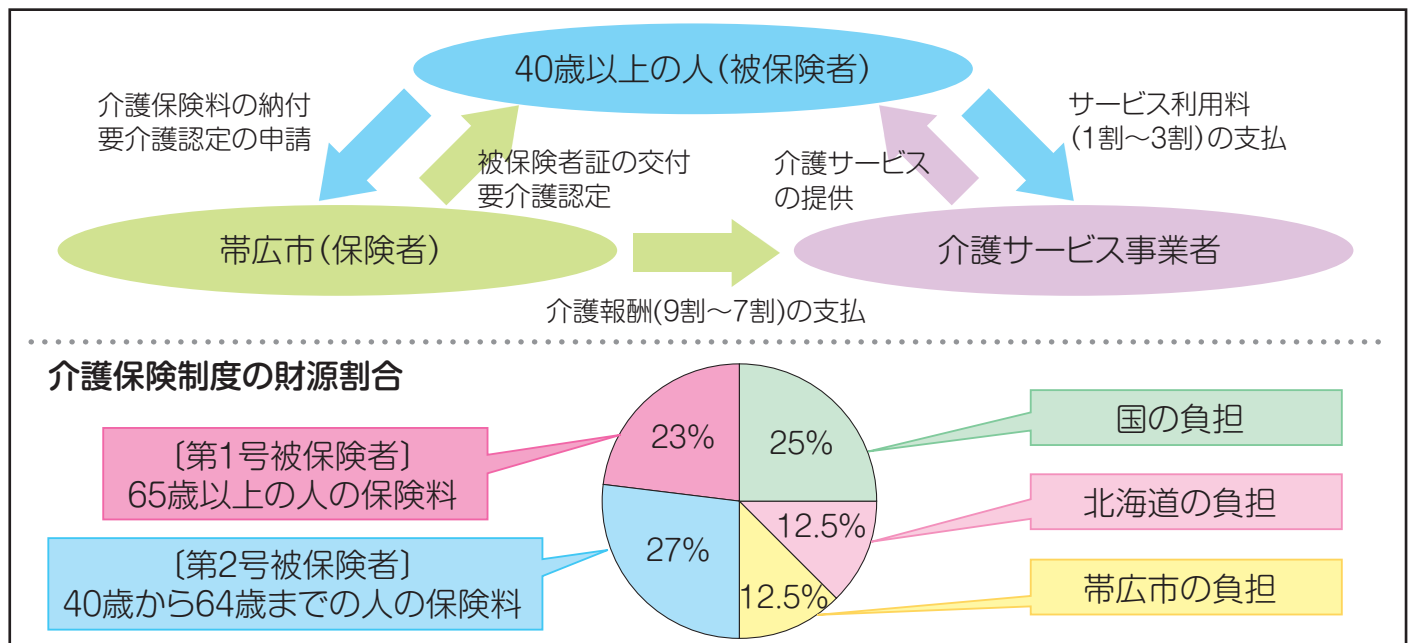
帯広市においても、介護保険制度のスタート以降高齢化が進行しており、介護を必要としている人も年々増加しています。現在65歳以上で介護認定を受けている人は約5人に1人の割合になっています。また、75歳以上に限ると約3人に1人が介護認定を受けている状況にあるため、高齢者人口がピークを迎える2040（令和22）年頃を見据え、中長期的な地域の人口動態や、複雑化・複合化した介護ニーズを適切に捉え、介護サービスを必要とする人に、必要なサービスが提供されるよう、介護環境の整備等を一層進めているところです。

令和6年度制度改正では、令和6～8年度の介護保険料について、これまでと比べ多段階化し、より所得に応じた保険料額の設定となったほか、介護報酬の改定によりサービス利用時の自己負担額が変更になるなど見直しが行われています。（詳しくは各ページをご確認ください）

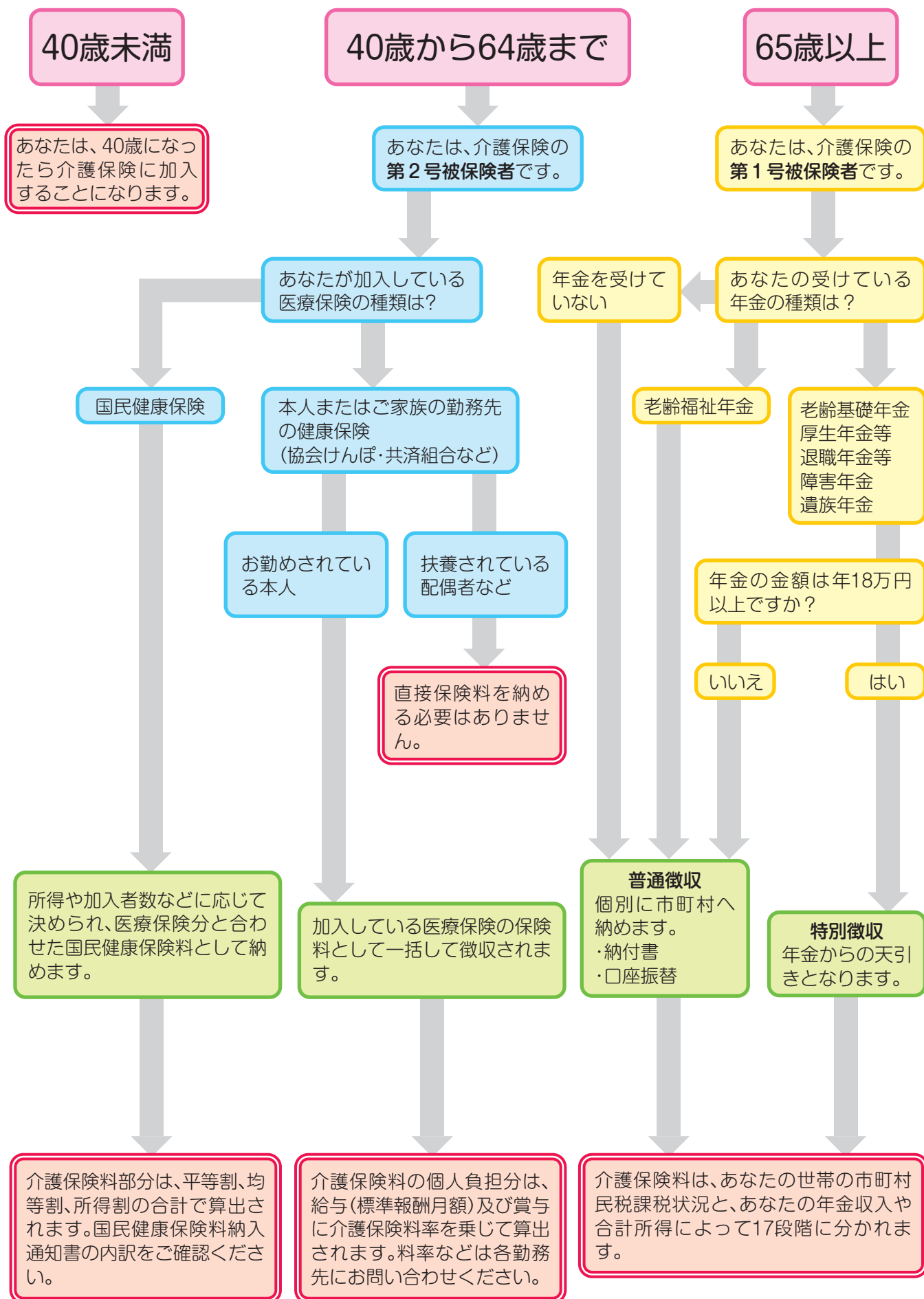


■介護保険は介護を社会全体で支えあう仕組みです

介護保険制度は、被保険者に納めていただく保険料と国・都道府県・市町村からの公費（税金）を財源として運営しています。介護が必要となった被保険者が利用した介護サービス費用の9割～7割を保険者が負担することで、介護が必要な被保険者とその家族を支援していく仕組みです。



介護保険料の納付年齢と納め方



介護保険制度

介護保険料の
決め方・納め方

介護保険サービス
利用までの流れ

利用料などの
軽減制度

介護保険サービス
の内容

その他のサービス

65歳以上の人の保険料(第1号被保険者)

●65歳以上の人の介護保険料額は、本人の年金収入や所得、本人及び同じ世帯の人の課税状況に応じて17段階に分かれます。

「所得」は、前年の年間所得が基準となります。不動産の売却などの一時的な所得も含まれます。

●基準額は介護サービスの提供に必要な費用を見込んで算定され、3年ごとに見直されます。帯広市の基準額は、年額 75,240円（月額 6,270円）です。

年額保険料

保険料段階	区分の内容	計算内容 (保険料率)	令和7年度
第1段階	世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金の受給権者または生活保護受給の人 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万9千円以下の人	基準額×0.285	21,440円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万9千円を超え、120万円以下の人	基準額×0.485	36,490円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額×0.685	51,530円
第4段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人は非課税の人（前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万9千円以下の人）	基準額×0.90	67,710円
第5段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人は非課税の人（前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万9千円を超える人）	1.00（基準額）	75,240円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が80万円未満の人	基準額×1.15	86,520円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が80万円以上120万円未満の人	基準額×1.20	90,280円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上160万円未満の人	基準額×1.25	94,050円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が160万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	97,810円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上260万円未満の人	基準額×1.50	112,860円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が260万円以上320万円未満の人	基準額×1.60	120,380円
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70	127,900円
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90	142,950円
第14段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10	158,000円
第15段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.30	173,050円
第16段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.40	180,570円
第17段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2.60	195,620円

・上記「合計所得金額」は、税法上の合計所得金額から「分離譲渡所得の特別控除」や「低未利用土地の長期譲渡所得の特別控除」などを引き、本人非課税の場合は、さらに「公的年金等に係る雑所得」を差し引いた額です。
また、本人非課税でかつ給与所得や公的年金にかかる雑所得がある場合は、平成30年度税制改正の影響を受けないように調整しています。

・世帯状況は、毎年4月1日時点（年度途中に65歳になる人、市外から転入された人はその時点）が基準となります。
・令和元年10月から実施の消費税率の引き上げに伴う介護保険制度改正により、第1段階から第3段階の介護保険料が軽減されています。

保険料の納め方

- 年金からの天引きとなる「特別徴収」と、納付書により金融機関などの窓口で納めていただく「普通徴収」があります。
- 年度途中で65歳に到達したり転入された場合、介護保険料の年金からの天引き（特別徴収）は原則として翌年度の4月・6月・8月・10月のいずれかから開始されます。開始されるまでの間は納付書での納付（普通徴収）となります。

■特別徴収の徴収月別金額計算方法

介護保険料決定

徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
介護保険料決定前 ○前年度特別徴収の人は、原則としてその年の2月の徴収額と同額を天引きします。 ○前年度普通徴収の人は、前年度の保険料段階を参考に算出した額を天引きします。			介護保険料決定後 当該年度の確定した年間保険料額から、4月・6月の年金から天引きで納付いただいた保険料を差引いた残りを4等分します。100円未満の端数は10月に天引きします。			

■普通徴収の期別金額計算方法

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
徴収月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌年1月	翌年2月	翌年3月
当該年度の年間保険料額を10等分した金額を納めていただきます。100円未満の端数は第1期(6月分)で調整しています。										

口座振替が便利です

普通徴収の人は各納期までに金融機関の窓口などで納付していただきますが、口座振替にされますと自動的に指定の口座から引き落としとなりますので、納め忘れがなく安心・便利です。以下のいずれかの手続きにより口座振替を開始できます。なお、残高不足などにより引き落としができなかった場合は、納付書で納めていただきます。

●キャッシュカードによる手続き

一部の金融機関については、キャッシュカードを専用端末に通し、暗証番号を入力することで簡単に口座振替の登録ができます。

●口座振替依頼書による手続き

口座振替依頼書に必要事項を記入し、通帳お届け印を押印することで、口座振替の手続きができます。

手続き・問合せ先／収納課（市庁舎2階） ☎0155-65-4125

保険料の減免、軽減制度

■保険料の減免

●災害などの特別の事情があり、一時的に保険料が納められなくなった時には、保険料が減免されることがあります。次のような場合はご相談ください。

○世帯の生計を主として維持する者などが、

1. 災害・火災などで家財に著しい損害を受けた場合
2. 死亡・心身障害や3カ月以上の長期入院により著しい収入の減少があった場合
3. 事業等の休廃止、損失、失業により著しい収入の減少があった場合
4. 冷害などで農作物が不作になり著しい収入の減少があった場合

■低所得世帯の軽減制度(帯広市独自の軽減制度)

●収入が少ない世帯の負担を緩和するために、帯広市では独自に軽減制度を実施しています。次の要件にすべて該当する場合はご相談ください。

1. 世帯全員の収入が基準額以下であること
2. 資産を活用してもなお生活が困窮していること
3. 保険料の所得段階が第2段階から第5段階であること

■世帯の合計収入の基準額

区 分	世 帯 の 収 入 の 上 限 額
単 身 世 帯	前年の収入が130万円
2 人 世 帯	前年の収入が190万円
そ の 他 世 帯	上記に1人増えるごとに60万円を加算した額

○単身で本人が入院または介護保険施設に入所している場合の世帯収入の上限額は110万円です。

○本人が養護老人ホームに入所している期間は適用されません。

申請書兼収入申告書

申請が認められると、保険料が軽減されます。

第 2 段 階	36,490円
第 3 段 階	51,530円
第 4 段 階	67,710円
第 5 段 階	75,240円

21,440円
(第1段階と同額)

○なお、保険料が第1段階（生活保護受給者を除く）から第5段階で、世帯一人あたりの収入が老齢福祉年金相当額（413,292円）以下の世帯は年額10,720円となります。

保険料はきちんと納めましょう

- みなさんに納めていただく介護保険料は、介護保険事業を運営するための大切な財源です。必ず納期限内に納めましょう。
- 納付が困難な時は相談をしましょう。
一定の基準に該当する場合は、保険料の徴収猶予を受けられる場合があります。

督促状や催告書、電話などで催告をしても納付されない場合は、財産（年金や給与、預金、不動産など）を調査の上、差し押さえなどの滞納処分を実施することがあります。
納期限までに保険料を納付することが難しい場合は、そのままにせず、早めに収納課までご相談ください。

相談窓口

年間を通して祝日を除く毎週火曜日は、20時まで収納課にて納付相談窓口を開設しています。ご相談は直接窓口に来ていただいても、電話でもかまいません。

問合せ先

帯広市 政策推進部 税務室 収納課（市庁舎2階）
☎0155-65-4128／4129／4126

- また、介護（予防）サービスを利用するようになった際には、原則として滞納期間に応じてサービスを利用する際に以下のような措置が適用されます。

原則として、介護（予防）サービスにかかる費用の1割～3割負担でサービスを利用できます。

滞納していると

1年以上 滞納の場合

サービス費用の全額を支払っていただいた後に、市役所の窓口で9割～7割分の払い戻しを受けることになります。

1年6カ月以上 滞納の場合

滞納している保険料の額を、給付される金額から差し引くことがあります。

2年以上 滞納していた 場合

滞納期間に応じた一定期間、利用者負担が1割～3割から3割～4割に引き上げられるほか、高額介護（予防）サービス費などの支給も受けられなくなります。

サービス利用のながれ

日常生活に不安がある

ケガや入院で、以前できていたことが
できなくなったのでサービスを利用したい など

元気である

自立した生活を送れている

地域包括支援センターや
介護高齢福祉課窓口相談

健康づくりを始めたいけれど、
どうしたらいいかわからない

要介護(支援)認定の申請
11ページをご確認ください

基本チェックリスト
14ページをご確認ください

自主
活動

要介護
1～5

要支援
1・2

認定
非該当

事業
対象者

非該当

自分にできる
ことを生かし、
誰かの役に
立ちたい

ケアプラン
の作成
居宅介護支援

介護予防
ケアプランの作成
介護予防支援
(総合事業以外のサービスも利用)

介護予防
ケアマネジメント
地域包括支援センター
(総合事業サービスのみ利用)

支え合い
活動
地域福祉課の
パンフレットを
ご確認ください

介護給付・予防給付サービス
サービス・活動事業
19ページ、23ページをご確認ください

介護保険

サービス・活動事業
23ページをご確認ください

一般介護予防事業
24ページをご確認ください

総合事業

介護保険制度

介護保険料の
決め方・納め方

介護保険サービス
利用までの流れ

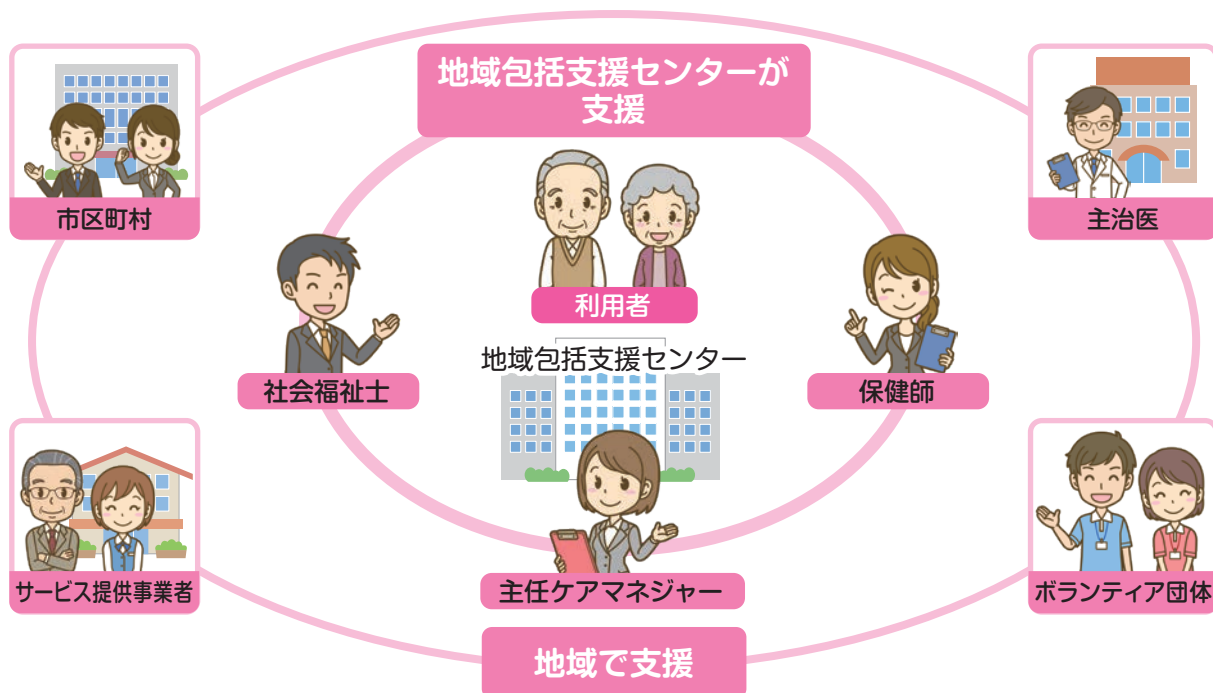
利用料などの
軽減制度

介護保険サービス
の内容

その他のサービス

地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、高齢者が住みなれた地域でいきいきと生活できるようにさまざまな支援を行う地域の総合窓口です。高齢者や家族、地域住民からの介護や福祉に関するさまざまな相談を受けています。また、認知症に関する相談も受けています。



地域包括支援センターではこんなことを行います

介護予防ケアマネジメント

要支援に認定された人のケアプランを作成したり、生活機能が低下している人の総合事業の利用を支援したりします。

総合相談支援

高齢者の抱える生活全般の悩み・相談に対して、適切なサービスの紹介や、解決のための支援をします。

権利擁護

高齢者への虐待の防止・早期発見や、悪質商法の被害を、関係機関と連携して防止します。

包括的・継続的ケアマネジメント

適切なサービスが提供されるように、地域のケアマネジャーへ助言や支援を行います。

お困りのことがありましたらお住まいの地域の地域包括支援センターまでご相談ください

→ 地域包括支援センターの連絡先 裏表紙

介護の負担や悩みを抱えていませんか？

ケアラー（家族介護者等）への支援

ケアラーとは、心や体に不調がある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアに必要な家族や近親者、友人・知人などを無償でケアする人のことです（一般社団法人日本ケアラー連盟による定義）。帯広市では、ケアラーの負担が軽減されるよう支援を行っています。過度な介護負担を感じたり、介護に困っている人がいましたら、介護高齢福祉課や、お近くの地域包括支援センターへ相談してください。

相談窓口／介護高齢福祉課 ☎0155-65-4145 地域包括支援センターの連絡先 裏表紙

介護保険制度

介護保険料の
決め方・納め方

介護保険サービス
利用までの流れ

利用料などの
軽減制度

介護保険サービス
の内容

その他のサービス

要介護認定の申請ができる人

要介護（要支援）の認定の申請ができる人は、加齢による体力の衰えや認知症などにより日常生活に支障をきたし、介護が必要となった人です。

10ページの心身の状態の例を参考に、介護高齢福祉課か地域包括支援センターにご相談ください。年齢によって次のように条件が異なります。

65歳以上の人(第1号被保険者)

介護が必要であると認定された人が介護保険サービスを利用できます。要介護（要支援）状態になった原因は特に問いません。

40歳～64歳の人(第2号被保険者)

「特定疾病」(老化に伴う病気)によって、要介護（要支援）状態になった場合に介護保険サービスが利用できます。

特定疾病（16種類）

がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）

筋萎縮性側索硬化症

後縦靱帯骨化症

骨折を伴う骨粗しょう症

多系統萎縮症

初老期における認知症

脊髄小脳変性症

脊柱管狭窄症

早老症

糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

脳血管疾患

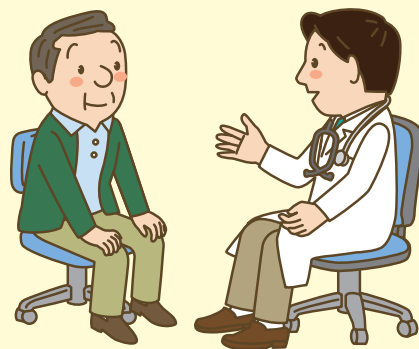
進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病

閉塞性動脈硬化症

関節リウマチ

慢性閉塞性肺疾患

両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症



○特定疾病以外の原因により要介護（要支援）状態になった場合は、介護保険のサービスを利用することができません。

40歳～64歳の人(第2号被保険者)が要介護（要支援）認定の申請をするには

加入している医療保険の情報が必要となります。

また、申請書には主治医の氏名や医療機関名、特定疾病を記入する欄がありますので、かかりつけ医にあらかじめ確認しておきましょう。

→**要介護認定の流れ** 11ページ

要介護度と心身の状態の例

※要介護認定は、介護サービスの必要量（どの位の時間、介護サービスが必要か）を判断するものなので、その人の状態と要介護度は必ずしも一致しない場合があります。

要介護度

心身の状態の例

非該当	日常生活や身のまわりの世話などが自分一人で行える。
要支援1	日常生活上の基本動作は、ほぼ自分で行うことが可能。現在の状態が悪化することで要介護状態にならないように支援が必要。
要支援2	日常生活や身のまわりの世話などに一部介助が必要であったり立ち上がりなどに支えが必要だが、状態の維持・改善が見込まれる。
要介護1	排せつや食事はほぼ一人でできるが、立ち上がりや歩行が不安定。身だしなみや居室の掃除など、身のまわりの動作に一部介助や見守りが必要。
要介護2	排せつや入浴などの動作に、一部介助や見守りが必要。立ち上がりや歩行に支えを必要とする。身のまわりの動作全般に一部介助や見守りが必要。
要介護3	排せつや入浴、立ち上がり、歩行が一人ではできない。身のまわりの動作が一人ではできない。いくつかの問題行動や、理解力の低下がみられる。
要介護4	排せつや入浴の動作、身のまわりのことすべてに介助が必要。立ち上がり、歩行が一人ではできない。多くの問題行動や、全般的な理解力の低下がみられる。
要介護5	意思の伝達が困難で、生活の全般において全面的に介助が必要。多くの問題行動や、全般的な理解力の低下がみられる。

介護保険制度

介護保険料の
決め方・納め方

介護保険サービス
利用までの流れ

利用料などの
軽減制度

介護保険サービス
の内容

その他のサービス

要介護認定を受けるためには

申請する

本人または家族が申請するか、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者などに申請を代行してもらうこともできます。

申請書は市役所の窓口にあります。帯広市のホームページからもダウンロードできます。

申請書には主治医の氏名・医療機関名を記入する欄があります。かかりつけの病院に確認しておきましょう。

※加入している医療保険の内容について記載が必要です。

※医療機関へ定期受診されていない人は、受診が必要な場合があります。その際には、主治医に要介護認定の手続きをすることをお伝えください。

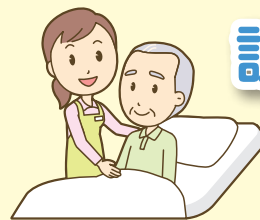
マイナンバー制度の運用開始に伴い

申請書に個人番号の記入をした場合は、窓口などで、

- | | |
|---|-----------|
| ①本人の個人番号の確認
②申請者の身元確認
③代理人が申請者の場合は、本人の保険証等または委任状による代理権の確認 | ①～③が必要です。 |
|---|-----------|

※本人の個人番号がわからない場合、また、代理人による申請で本人が認知症等で意思能力が著しく低下しており、委任（代理権の授与）が困難な場合は、申請書に個人番号を記載しないで提出してください。

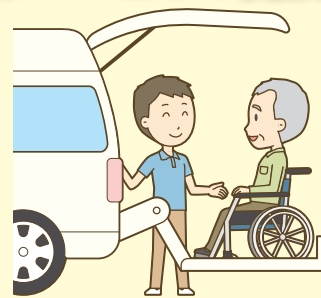
訪問調査



認定調査について 急病などによる場合や入院・手術後間もない時では、認定調査の実施はふさわしくありません。申請は、ある程度状態が安定してから

帯広市より主治医（かかりつけ医）に、最近の心身の状態について、主治医意見書の作成を依頼します。

サービス利用



サービスを提供する事業者と契約し、ケアプランに基づいたサービスを利用します。

費用の1割～3割や食費・居住費などが自己負担になります。

※第三者行為（交通事故等）で介護サービスを利用する時は、介護高齢福祉課へ届出が必要です。

認定の更新・認定の変更

要介護認定には有効期限があります。継続してサービスを利用するためには更新の手続きが必要で、有効期間満了の60日前から申請できます。

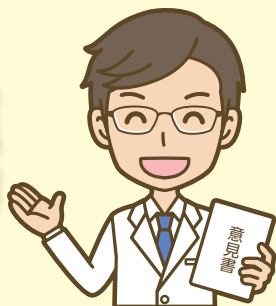
心身の状態に変化があった場合は認定の変更（見直し）を申請することができます。

介護サービスを利用するには、帯広市に申請し、要介護認定を受ける必要があります。「要介護認定」とはどれくらい介護サービスが必要かなどを判断するための認定です。

調査員が訪問し、本人や家族から心身の状況について聞き取りを行います。

てその状態が一時的に変化しているお体の状態が安定していないときにりません。要介護（要支援）認定のら行ってください。

主治医 意見書



介護認定審査会

非該当 要介護1
要支援1 要介護2
要支援2 要介護3
要介護4
要介護5



訪問調査と主治医意見書の内容をもとに、保健・医療・福祉の専門家が要介護度を審査・判定します。

認定・通知

介護認定審査会の判定に基づき帯広市が要介護度を認定し、本人へ認定結果を通知します。

要介護度に応じて、利用できるサービスや月々の利用限度額などが異なります。

サービス計画



要支援1・2の人は地域包括支援センターなどと、要介護1～5の人は居宅介護支援事業所と相談し、本人の状態に応じたケアプランを作成します。

申請から認定結果の通知まで30日程度かかります。

30日を超える場合は、「介護保険要介護認定・要支援認定等延期通知書」をお送りします。

新たに手続きを行う必要はありませんので、内容をご確認のうえ、認定結果をお待ちください。

介護保険制度

介護保険料の
決め方・納め方

介護保険サービス
利用までの流れ

利用料などの
軽減制度

介護保険サービス
の内容

その他のサービス

介護サービスを利用するためには

1 要介護認定の通知が届きます。

要介護(支援)状態区分、認定の有効期間などが記載された認定結果通知と被保険者証が届きます。

要支援1・2の認定を受けられた人 **要介護1～5の認定を受けられた人**

地域包括支援センターなどに連絡します。

2 地域包括支援センターなどにて、保健師等と相談します。

介護予防ケアプランを作成します。

3 心身の状態や環境を把握したうえで目標を設定して、それを達成するための介護予防ケアプランを作成します。

サービスを利用します。

4 サービス事業者と契約し、ケアプランに沿ってサービスを利用します。契約にあたっては、サービス内容や料金などをよく確認しましょう。

自宅でサービスを利用したい人は居宅介護支援事業所または(看護)小規模多機能型居宅介護事業所へ、介護保険施設へ入所したい人は介護保険施設へ連絡します。

2

ケアプランを作成します。

3 担当のケアマネジャーと相談し、ケアプランを作成します。

※第三者行為(交通事故など)で介護サービスを利用する時は介護高齢福祉課へ届出が必要です。

ケアマネジャーってどんな人？

ケアマネジャー(介護支援専門員)は利用者の希望や心身の状態にあったサービスを利用できるように導いてくれる介護の知識を幅広く持った専門家です。本人・家族の希望を受け、心身の状況にあったケアプランの作成や、介護サービス利用のために連絡調整を行います。その業務は、特定の種類や事業者に偏ることのないよう、公正かつ中立に行います。

ケアプランって？

ケアプランとは、サービスを適切に利用できるように、利用者の家族の心身の状況や生活の環境などに配慮して、どのようなサービスをいつ・どれだけ利用するのかを決める計画のことで、一般的にケアマネジャーに作成してもらいます。ケアプランに沿ってケアマネジャーが調整した事業者よりサービスが提供されますが、一定期間ごとにサービスの効果や必要性を評価して、見直しを行います。

総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)について

■総合事業を利用できる人



一般介護予防事業	65歳以上の高齢者（第1号被保険者）
サービス・活動事業	①要介護認定で「要支援1・2」と認定された人 ②要介護認定を受けていない人で「基本チェックリスト」により「事業対象者」と認定された人（第1号被保険者）

■基本チェックリスト

手続きが簡単 要介護（支援）認定を受ける必要がありません。また、事業対象者には有効期限はありません。

日常生活に関わる25の質問から、総合事業のサービスが利用できるかどうかを確認します。基本チェックリストの実施やサービスについては、お住いの地域を担当する地域包括支援センターにご相談ください。

No.	質問項目	回答	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0.はい	1.いいえ
2	日用品の買物をしていますか	0.はい	1.いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0.はい	1.いいえ
4	友人が家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1.いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1.はい	0.いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ
11	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ
12	身長、体重はどのくらいですか ※小数点以下は四捨五入してください	身長:	cm
		体重:	kg
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ
14	お茶や汁物などでむせることがありますか	1.はい	0.いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1.はい	0.いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0.はい	1.いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1.はい	0.いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1.はい	0.いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0.はい	1.いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1.はい	0.いいえ
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1.はい	0.いいえ
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1.はい	0.いいえ
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1.はい	0.いいえ
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1.はい	0.いいえ
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1.はい	0.いいえ

※住宅改修、福祉用具貸与、小規模多機能型居宅介護など、介護給付サービスや予防給付サービスが必要な時は、いつでも要介護（支援）認定を申請できます。

自己負担割合とサービスの利用限度額について

- 介護保険サービスまたはサービス・活動事業のサービスを利用したときは、原則としてサービスにかかった費用の1割～3割を利用者が負担します。施設サービスを利用する際などの食費・居住費（滞在費）・日常生活費等は、全額利用者負担になります。
- 毎年7月以降、自己負担割合を記載した「介護保険負担割合証」をすべての要介護（要支援）認定者及び事業対象者に送付します。

65歳以上の人で本人の合計所得金額は160万円以上ですか？

いいえ

はい

本人の合計所得金額は220万円以上ですか？

いいえ

はい

同一世帯の65歳以上の人の
年金収入額＋その他の合計所得金額は
**単身で280万円以上
2人以上で346万円以上**
ありますか？

いいえ

同一世帯の65歳以上の人の
年金収入額＋その他の合計所得金額は
**単身で340万円以上
2人以上で463万円以上**
ありますか？

いいえ

はい

はい

1 割 負 担

2 割 負 担

3 割 負 担

※「年金収入」に非課税年金（遺族・障害年金など）は含みません。

サービスの利用限度額

- 介護保険のサービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できますが、在宅サービスの場合1カ月に1～3割負担で利用できる金額に上限（支給限度額）が設けられています（下表）。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

サービスの支給限度額（1カ月）のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
※1 事業対象者	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

例 要介護1（1割負担）の人が、
175,000円分のサービスを利用した場合の利用負担額

支給限度額 167,650円

自己負担分 (1割負担) ① 16,765円	介護保険での負担分 (9割負担) 150,885円	自己負担分 (支給限度額を こえた分) ② 7,350円
------------------------------	---------------------------------	---------------------------------------

実際に利用した金額 175,000円
利用者負担額 ①+②=24,115円

※1 くわしくは14ページ・23ページをご確認ください。

利用者負担段階

- 本人の所得や世帯の課税状況によって利用者負担段階が設けられ、その段階ごとに負担の限度が決められます。「利用者負担段階」は、「高額介護（予防）サービス費」「高額医療合算介護（予防）サービス費」の支給基準となっています。

利用者負担段階	区 分 内 容
第 1 段 階	・ 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給権者 ・ 生活保護受給者
第 2 段 階	・ 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円*以下（年間）の人
第 3 段 階	・ 世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階に該当しない人
第 4 段 階	・ 上記のいずれにも該当しない人（市町村民税世帯課税者）

*令和7年8月からは80万9千円です。

介護保険の支払いが高額になったとき

■高額介護（予防）サービス費

- 同じ月に利用した介護（予防）サービス費用または介護予防・生活支援サービス費用の1割～3割の自己負担が利用者負担段階による上限額を超えた場合は、申請により払い戻しを受けることができます（保険給付外のサービスなどは除きます）。該当となる人には介護高齢福祉課からご案内します。**※23ページのつながりサービスは対象外です。**

利用者負担段階	自己負担上限額（月額）
第 1 段 階	15,000円（世帯）
第 2 段 階	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
第 3 段 階	24,600円（世帯）
第 4 段 階（一 般）	44,400円（世帯）
第 4 段 階（現役並み所得相当①）	44,400円（世帯）
第 4 段 階（現役並み所得相当②）	93,000円（世帯）
第 4 段 階（現役並み所得相当③）	140,100円（世帯）

一 般	世帯に年収約383万円以上の第1号被保険者*がいない人
現役並み所得相当①	世帯に年収約383万円以上約770万円未満の第1号被保険者がいる人
現役並み所得相当②	世帯に年収約770万円以上約1,160万円未満の第1号被保険者がいる人
現役並み所得相当③	世帯に年収約1,160万円以上の第1号被保険者がいる人

*第1号被保険者：65歳以上の人

■高額医療合算介護（予防）サービス費

- 同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。
- 払い戻しを受けるには、7月31日現在（亡くなられた場合は亡くなった日）に加入していた医療保険担当窓口で手続きを行います。詳しくは、加入されていた医療保険・介護保険窓口にお問い合わせください。
- 世帯内の同一の医療保険加入者で1年間（8月1日～翌年7月31日まで）にかかった自己負担額を合計し、下記の限度額を500円以上上回る場合、払い戻しを受けることができます。

医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額）

70歳未満の人

区分	限度額
※1 基準総所得額 901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市区町村民税非課税世帯	34万円

70歳以上の人※2

区分	限度額
現役並み所得者（課税所得145万円以上の人）	690万円以上 212万円 380万円以上690万円未満 141万円 145万円以上380万円未満 67万円
一般（市区町村民税課税世帯の人）	56万円
低所得者（市区町村民税非課税世帯の人）	31万円
低所得者のうち年金受給額80万円以下の人（その他の所得が0円）	19万円

※1 基準総所得額＝前年の総所得金額等－基礎控除33万円。

※2 後期高齢者医療制度の対象者も含まれます。

食費・居住費(滞在費)の負担軽減について

- 介護保険制度では、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院のサービスやそれらの短期入所サービスを利用する際、食費・居住費(滞在費)の費用は自己負担となっています。負担限度額認定証を担当の居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、サービス事業者に提示することにより、負担する金額が軽減され、限度額までの支払いとなります。

■軽減の対象となる人

利用者負担段階	対象者	預貯金等資産要件 ※2
第1段階	生活保護受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	本人、配偶者含め世帯全員が非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額及び非課税年金収入額が80万円 ^{※1} 以下の人	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階①	本人、配偶者含め世帯全員が非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額及び非課税年金収入額が80万円 ^{※1} 超120万円以下の人	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階②	本人、配偶者含め世帯全員が非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額及び非課税年金収入額が120万円超の人	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下
第4段階	上記以外の人	

※1 令和7年8月からは80万9千円です。

※2 第2号被保険者(40歳～64歳)の場合、単身は1,000万円以下(夫婦は2,000万円以下)です。

■利用者負担段階と負担限度額

(日額)

利用者 負担段階	食費 ()は 短期入所	居住費（滞在費）					
		ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室		多床室	
				特養	老健等	特養	老健等
第 1 段 階	300円	880円	550円	380円	550円	0円	0円
第 2 段 階	390円 (600円)	880円	550円	480円	550円	430円	430円
第 3 段階①	650円 (1,000円)	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円
第 3 段階②	1,360円 (1,300円)						
第 4 段 階	施設との契約により、食費・居住費（滞在費）の額が決まります。						

申請に必要な書類…①負担限度額認定申請書

②本人と配偶者の預貯金額が確認できるすべての預貯金通帳の写し

③本人と配偶者含め、有価証券、債券などお持ちの人はその額面のわかるもの

認定証の有効期間…対象期間は8月1日から7月31日で毎年度認定を受ける必要があり、申請日の属する月の初日から有効

社会福祉法人等提供サービスの利用者負担軽減

低所得で特に生計が困難である者について、社会福祉法人等が提供するサービスの利用者負担額（利用料・食費・居住費・滞在費・宿泊費）を軽減する事業となっています。

申請に必要な書類(2～4については世帯員全員分が必要)

1. 社会福祉法人等利用者負担減免対象確認申請書
2. 預貯金額が確認できるすべての預貯金通帳の写し
3. 年金支払通知書の写しなどその他収入がわかるもの
4. 有価証券、債券などをお持ちの人は、その額面のわかるもの

軽減されるサービス	軽減される内容	軽減されるための条件
1 在宅介護サービスの利用者負担軽減 ▶ 訪問介護・通所介護 ▶ (介護予防) 訪問入浴介護・訪問看護 ▶ (介護予防) 訪問リハビリテーション ▶ (介護予防) 通所リハビリテーション ▶ (介護予防) 認知症対応型通所介護 ▶ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ▶ (介護予防) 短期入所生活介護 ▶ (介護予防) 短期入所療養介護 ▶ 夜間対応型訪問介護 ▶ 地域密着型通所介護 ▶ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ▶ 看護小規模多機能型居宅介護 ▶ 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業又は第一号訪問事業のうち基準を緩和した事業 ▶ 第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業又は第一号通所事業のうち基準を緩和した事業	○利用者負担分から軽減される割合 50% =内容= ・利用料・食費・滞在費 (注意) (介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護に係る食費・滞在費については、負担限度額認定証が交付されている場合に限り、軽減されます。	●次の①から⑥の条件をすべて満たしている必要があります。 ①前年の収入において、世帯全員が市町村民税非課税。 ②年間収入が単身世帯で150万円以下 ※世帯員一人増えるごとにプラス50万円 ③預貯金の額が単身世帯で350万円以下 ※世帯員一人増えるごとにプラス100万円 ④日常生活に供する資産以外の資産を有していない。 ⑤負担能力のある親族等に扶養されていない。 ⑥介護保険料を滞納していない。 利用料が軽減された人は、高額医療合算介護(予防)サービス費の支給額が、本来より過大となる場合があります。過大となった分は返還していただきますが、返還に同意いただけない場合、次回からの軽減認定が認められない場合があります。
2 施設サービスの利用者負担軽減 ▶ 介護老人福祉施設 ▶ 地域密着型介護老人福祉施設	○利用者負担分から軽減される割合 25%または50% ☆利用者の収入の状況により軽減率が決定します。 =内容= ・利用料・食費・居住費 (注意) 利用者負担段階が第2段階の場合、利用料は非該当 (注意) 食費・居住費については、負担限度額認定証が交付されている場合に限り、軽減されます。	生活保護受給者
3 生活保護受給者の利用者負担軽減 ▶ 介護老人福祉施設 ▶ 地域密着型介護老人福祉施設 ▶ (介護予防) 短期入所生活介護 ▶ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ▶ 看護小規模多機能型居宅介護	○利用者負担分から軽減される割合 50%または100% ☆利用する施設により割合が異なります。 =内容= ・居住費・滞在費・宿泊費	生活保護受給者
4 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の要介護旧措置入所者の特例	従来からの費用徴収額を超えないように利用料と食費等が軽減されます。	平成17年9月30日現在、旧措置入所者に係る利用者負担額減額・免除認定を受けていること。

上記の軽減制度で認められると、それぞれ「軽減確認証」が交付されます。その軽減確認証を、担当の居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、サービス事業者に提示することにより、利用料の自己負担分が軽減されます。

※上記の軽減制度のほか、災害・火災などによる損害を受けたり、特別な事情による著しい収入減があった時は、サービス利用料の減額または免除を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

介護給付・予防給付サービス

■在宅サービス

- 自宅中心に利用するサービスで、さまざまな種類のサービスがあります。これらの中から、利用者の状態に合うものを組み合わせて利用できます。介護保険費用対象外の食費や日常生活費、居住費などは原則自己負担となります。

■訪問系サービス

サービス費用の1割～3割

サービスの内容

サービス費用の1割の目安

訪問介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排せつ・着替えなどを直接援助する身体介助や、炊事・掃除・洗濯などを間接的に援助する生活援助を行います。 ※「要支援1・2」の人（更新含む）は、サービス・活動事業の「訪問型サービス」（P23）を利用します。	要介護1～5 掃除や食事の用意（45分未満） 179円 掃除や食事の用意（45分以上） 220円 通院等の乗車降車の介助 97円 入浴や排泄などの介助（30分未満） 244円 入浴や排泄などの介助（1時間未満） 387円
訪問入浴介護	介護士、看護師などが訪問入浴車で自宅を訪問して、浴槽を自宅に持ち込み入浴の介助を行います。健康管理を行った上で、部屋にしながら入浴をすることができます。	要支援1・2 856円/回 要介護1～5 1,266円/回
訪問看護	自宅で医療的な処置が必要な場合、看護師などが自宅を訪問して、健康状態の観察や助言、身体の清拭、床ずれの手当てなど、療養生活の改善と心身機能の維持回復のための支援を行います。	訪問看護ステーション（30分未満） 要支援1・2 451円 要介護1～5 471円 病院または診療所（30分未満） 要支援1・2 382円 要介護1～5 399円
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士が自宅を訪問して、寝起き・立ち上がり・歩行などの在宅生活を継続するために必要なリハビリテーションを行います。	308円/回
居宅療養管理指導	医師や歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理・指導や情報提供を行います。薬の管理や服用方法の指導、食事に関する相談や助言など、専門的な指導を行います。	医師・歯科医師、薬局の薬剤師による指導 （同一建物に利用者が1人の場合） 515円/回
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中、夜間を通じて定期的に自宅を訪問したり、体調の変化や急な相談があった時に電話による随時通報を行うことで自宅にホームヘルパーが訪問します。内容は訪問介護と同様の援助を行います。住民票の住所と同一市町村の事業所を利用できます。	要介護1 7,946円/月 要介護5 28,298円/月

サービスの内容

サービス費用の1割の目安

夜間対応型訪問介護	主に夜間介護が必要な時に、ヘルパーが自宅を訪問し日常生活上の介護を受けられます。夜の定期訪問もあります。住民票の住所と同一市町村の事業所を利用できます。	989円/月
-----------	--	--------

■通所系サービス

サービス費用の1割～3割



食費



日常生活費

サービスの内容

サービス費用の1割の目安

通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンターなどに通い、レクリエーションや創作活動、体力づくりなどの機能訓練を行ったり、食事や入浴のサービスを受けることができます。 ※「要支援1・2」の人は、サービス・活動事業の「通所型サービス」(P23)を利用します。	通常規模型 7～8時間未満 要介護1 658円/日 要介護2 777円/日 要介護3 900円/日 要介護4 1,023円/日 要介護5 1,148円/日
地域密着型通所介護	定員が18人以下のデイサービスセンターで、事業所の所在地と同じ市町村に住民票のある人のみご利用になることができます。レクリエーションや創作活動、体力づくりなどの機能訓練を行ったり、食事や入浴のサービスを受けることができます。	7～8時間未満 要介護1 753円/日 要介護2 890円/日 要介護3 1,032円/日 要介護4 1,172円/日 要介護5 1,312円/日
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設・病院などの医療機関に通い、在宅生活を継続するために必要となる医師の指示に基づいた理学療法や作業療法などのリハビリテーションを行います。	要支援1 2,268円/月 要支援2 4,228円/月 通常規模型7～8時間未満 要介護1 762円/日 要介護5 1,379円/日
認知症対応型通所介護	認知症の人がデイサービスセンターなどに通い、機能訓練や食事、入浴などのサービスを受けることができます。住民票の住所と同一市町村の事業所を利用できます。	7～8時間未満 要支援1 861円/日 要支援2 961円/日 要介護1 994円/日 要介護5 1,427円/日

■短期入所サービス

サービス費用の1割～3割



食費



日常生活費



滞在費

サービスの内容

サービス費用の1割の目安

短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホームなどに短期間入所して食事・入浴・排せつなどの介護や機能訓練などを受けることができます。	併設型(特養・従来型個室) 要支援1 451円/日 要支援2 561円/日 要介護1 603円/日 要介護5 884円/日
短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	介護老人保健施設などに短期間入所して、医療に関するケアや介護、機能訓練などを受けることができます。	併設型(老健・従来型個室) 要支援1 579円/日 要支援2 726円/日 要介護1 753円/日 要介護5 971円/日

介護保険制度

介護保険料の
決め方・納め方

介護保険サービス
利用までの流れ

利用料などの
軽減制度

介護保険サービス
の内容

その他のサービス

■通い・訪問・泊まりを組み合わせた複合型サービス

サービスの内容

サービス費用の1割の目安

小規模多機能型居宅介護	事業所にデイサービスのように通う「通い」でのサービスを中心として、自宅で訪問介護を受ける「訪問」やショートステイを行う「泊まり」を組み合わせたサービスを受けられます。住民票の住所と同一市町村の事業所を利用できます。	要支援1 要支援2 要介護1 要介護5	3,450円/月 6,972円/月 10,458円/月 27,209円/月
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせたサービスです。住民票の住所と同一市町村の事業所を利用できます。 ※要支援の人は利用できません	要介護1 要介護5	12,447円/月 31,408円/月

■入居サービス

サービス費用の1割～3割



食費



日常生活費



家賃・居住費

サービスの内容

サービス費用の1割の目安

特定施設入居者生活介護	介護付き有料老人ホームなどに入居し、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の世話や機能訓練を受けることができます。	要支援1 要支援2 要介護1 要介護5	183円/日 313円/日 542円/日 813円/日
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の人が自宅で生活する雰囲気のまま、専門的な介護が受けられます。少人数での家庭的な環境の中で、日常必要な介護だけでなく、地域住民との交流を行うなど施設内に留まらない活動も行います。住民票の住所と同一市町村の施設に入居することができます。	要支援2 要介護1 要介護5	761円/日 765円/日 859円/日
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が29人以下の小規模な施設に入居し、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の世話や機能訓練が受けられます。住民票の住所と同一市町村の施設に入居することができます。	要介護1 要介護5	546円/日 820円/日

■生活環境をととのえるサービス

サービスの内容

対象となる品目や項目

福祉用具貸与	日常生活の自立支援などを目的として、福祉用具を借りることができます。なお、要介護度により借りることができない品目もあります。	①車いす ②車いす付属品 ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品 ⑤床ずれ防止用具 ⑥体位変換器 ⑦手すり ⑧スロープ ⑨歩行器 ⑩歩行補助つえ ⑪認知症老人徘徊感知器 ⑫移動用リフト ⑬自動排泄処理装置
特定福祉用具購入費の支給	入浴用いすなどの入浴用福祉用具やポータブルトイレなどの排せつ用福祉用具は貸与ではなく購入となります。福祉用具販売の指定を受けている販売店で購入した際に年間10万円を限度額として9割、8割または7割までの介護保険の適用を受けることができます。	①腰掛便座 ②自動排泄処理装置の交換可能部品 ③排泄予測支援機器 ④入浴補助用具 ⑤簡易浴槽 ⑥移動用リフトのつり具 ※「福祉用具貸与」⑧、⑨、⑩も対象

住宅改修費の給支	小規模な住宅改修をする場合に20万円を限度額として9割、8割または7割までの介護保険の適用が受けられます。介護保険の適用を受けるためには改修前に事前申請を行い、承認を得ることが必要です。	①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑りの防止及び移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸などへの扉の取り替え ⑤洋式便器などへの便器の取り替え ⑥その他①～⑤に付帯する工事
----------	---	---

■施設サービス

●要支援の人は介護保険施設サービスを利用できません。

サービス費用の1割～3割



食費



日常生活費



居住費

サービスの内容

サービス費用の1割の目安

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で自宅での介護が困難な人が入所します。食事・入浴・排せつ等の介護などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。	従来型個室 要介護3 732円/日 要介護4 802円/日 要介護5 871円/日 ユニット型個室 要介護3 815円/日 要介護4 886円/日 要介護5 955円/日
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームに入所し、日常生活上の介護や健康管理、機能訓練などが受けられます。住民票の住所と同一市町村の施設に入所することができます。	従来型個室 要介護3 745円/日 要介護4 817円/日 要介護5 887円/日 ユニット型個室 要介護3 828円/日 要介護4 901円/日 要介護5 971円/日
介護老人保健施設	病状が安定した人が入所し、リハビリを中心とする医療ケアを受けることができます。看護・医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療を行います。	従来型個室（基本型） 要介護1 717円/日 要介護2 763円/日 要介護3 828円/日 要介護4 883円/日 要介護5 932円/日
介護医療院	長期の療養が必要な人が入所します。看護・医学的管理の下、介護などの日常生活の世話、機能訓練、医療ケアを受けることができます。	従来型個室（I型） 要介護1 721円/日 要介護2 832円/日 要介護3 1,070円/日 要介護4 1,172円/日 要介護5 1,263円/日

介護保険制度

介護保険料の
決め方・納め方

介護保険サービス
利用までの流れ

利用料などの
軽減制度

介護保険サービス
の内容

その他のサービス

サービス・活動事業(総合事業)

- 「訪問介護」「通所介護」と同様のサービスに加えて、帯広市独自の基準によるサービスを提供しています。
- 要介護認定で「要支援1・2」と認定された人と、65歳以上の要介護（支援）認定を受けていない人で、25項目の「基本チェックリスト」により「事業対象者」と判定された人がサービスを利用できます。

■訪問型サービス (第一号訪問事業)

サービス費用の1割～3割は自己負担となります。
※ただしつながりサービスは実費負担

サービスの内容		サービス費用の1割の目安	
訪問介護サービス	食事や入浴の介護、自分でできるようになるためのヘルパーと一緒に掃除・洗濯・調理など、自宅での支援を行います。	・週1回程度 ・週2回程度 ・週2回を超える程度 *要支援2のみ	1,176円/月 2,349円/月 3,727円/月
てだすけサービス (基準緩和)	自宅での支援のうち、特に掃除や洗濯、調理などを行います。	介護職員 ・週1回程度 ・週2回程度 ・週2回を超える程度 *要支援2のみ	介護職員以外 1,031円/月 2,060円/月 3,269円/月
サービスの内容		利用料	
つながりサービス	短時間（15分以内）の生活支援を行います。 (ごみ出し、電球の交換、階段の掃除など)	・300円以内/1回 実施者により料金が設定されます。	

■通所型サービス (第一号通所事業)

サービス費用の1割～3割は自己負担となります。

サービスの内容		サービス費用の1割の目安	
通所介護サービス	送迎により自宅から実施場所に出向き、運動やレクリエーションなどを行います。(食事や入浴の介助も受けられます。送迎・入浴は希望者のみ)	○事業対象者・要支援1 ・入浴なし 1,798円/月 ・送迎なし 1,598円/月 ・入浴・送迎なし 1,422円/月 ○要支援2 ・入浴なし 3,621円/月 ・送迎なし 3,221円/月 ・入浴・送迎なし 2,869円/月 ・入浴・送迎なし 2,469円/月	
ふれあいサービス(基準緩和)	外出する機会が少ない人へ運動やレクリエーションなどを行います。(少人数の集まりです)	○事業対象者・要支援1 857円/月 ○要支援2 1,722円/月 ※入浴・送迎のない利用料	

※《「基本チェックリスト」による「事業対象者」のみなさまへ》

訪問型サービス、通所型サービス以外の介護サービスが必要な場合は、要介護（要支援）の認定を受ける必要があります。

一般介護予防事業(総合事業)

- 趣味活動や簡単な運動などを通して介護予防の取り組みを実践し、生きがいや役割を持ちながら地域で元気に過ごすことができるよう、介護予防教室の実施や、地域で活動する自主グループへの講師派遣を行います。
- 65歳以上のすべての人(第1号被保険者)が利用できます。

げんき活動コース

これから活動を始めたいという人向け

教室が終わってからも地域で継続して活動していくことを目指して、脳トレや簡単な運動、レクリエーション、専門職の講話などさまざまなプログラムを行います。

地域で活動していく
きっかけづくり
のための教室です。

団体向け講師派遣

介護予防に関する知識を深め、
活動を継続していきたいグループ向け

※対象グループや申込方法などについては、お問い合わせください。

地域で活動する
自主グループに、
リハビリ専門職や
活動支援者を派遣
します。

介護予防の 考え方

何か特別なことをするのではなく、無理なくできそうなことに
取り組むことが、介護予防につながります。

栄養

バランスのよい食事、
口腔ケア

「たくさん」よりも
「まんべんなく」食べましょう。

お口を清潔に保ちましょう。
できれば毎日おしゃべりをしましょう。

身体活動

定期的な運動

自宅でも体を動
かしましょう。
(体操など)

社会参加

趣味やボランティア
活動、就労

家族や友人との
交流、支え合い
が大切です。

介護保険制度

介護保険料の
決め方・納め方

介護保険サービス
利用までの流れ

利用料などの
軽減制度

介護保険サービス
の内容

その他のサービス

その他の福祉サービスなど

■ねたきりや認知症高齢者等のためのサービス

サービスの種類	サービスの主な内容	対 象 者
タクシー料金の助成	1枚200円のタクシー券を、60枚を限度に助成します。	在宅で要介護3～5の認定を受けている人。 問合せ先／障害福祉課 ☎0155-65-4148
寝具類 クリーニング サービス	年2回、事業者が家庭を訪問して寝具類を受け取り、クリーニングしてお届けします。	65歳以上の寝たきり、認知症の状態にある人。要介護3～5で認定時の認定調査票において日常生活自立度がB1以上または認知症自立度がⅡb以上の人。 問合せ先／介護高齢福祉課 ☎0155-65-4145
理美容サービス	年6回自宅で理美容のサービスを受けられます。	65歳以上の寝たきり、認知症の状態にある人。要介護3～5で認定時の認定調査票において日常生活自立度がB1以上または認知症自立度がⅡb以上の人。 問合せ先／介護高齢福祉課 ☎0155-65-4145
家族介護者 リフレッシュ事業	在宅で介護している人を対象に、情報交換や交流を行います。	65歳以上の要支援・要介護高齢者を在宅で介護している人。 問合せ先／介護高齢福祉課 ☎0155-65-4145
家族介護用品支給	介護用品（紙おむつ、紙パンツ、尿取りパット、清拭綿）の引き換え給付券を支給します。	65歳以上の要介護3～5で認定時の認定調査票において「排尿」または「排便」の項目のうち、「一部介助」「全介助」「見守り等」のいずれかに該当するものを介護している人。両者とも市町村民税非課税世帯であること。 問合せ先／介護高齢福祉課 ☎0155-65-4145

■ひとり暮らしや虚弱な高齢者のためのサービス

サービスの種類	サービスの主な内容	対 象 者
ひとり暮らし高齢者の登録	地域包括支援センターの職員が訪問し、生活上の心配ごとの相談を受けます。	65歳以上のひとり暮らしで、一定の条件を満たす人。 費用は無料です。 問合せ先／介護高齢福祉課 ☎0155-65-4145
ひとり暮らし高齢者の訪問活動（安否確認）	発作性の病気がある人に週3回（月・水・金）訪問し、安否を確認します。	ひとり暮らし高齢者の登録をしている人で、一定の病状等により体調が不安定な人。他のサービスにより見守りがある人は除きます。 問合せ先／介護高齢福祉課 ☎0155-65-4145
緊急通報システム	自宅で急病になったときなどに、24時間体制で助けを求めることができます。	ひとり暮らし高齢者の登録をしている一定の病状のある人、または要介護3以上で認定時の認定調査票において日常生活自立度がB1以上または認知症自立度がⅡb以上の人を介護している一定の病状のある人。 問合せ先／介護高齢福祉課 ☎0155-65-4145
配食サービス	バランスのとれた夕食を週6回以内で宅配し、安否を確認します。	65歳以上のひとり暮らしの人、または高齢者のみの世帯に属する人のうち、生活支援が必要な要支援または要介護の認定を受けている人。 問合せ先／介護高齢福祉課 ☎0155-65-4145

■税の控除について

種 類	内 容
障害者控除	介護保険の要介護（支援）認定を受けている65歳以上の人の中で、一定の条件に該当する人に障害者控除または特別障害者控除の認定書を発行します。発行された認定書は税申告に使用できます。 問合せ先／障害福祉課 ☎ 0155-65-4148
おむつに係る費用の医療費控除	おむつに係る費用の医療費控除を受けるためには、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、一定の条件に該当する人は、帯広市が発行する「確認書」により医療費控除が受けられる場合があります。 問合せ先／介護高齢福祉課 ☎ 0155-65-4152
介護保険の利用料に係る医療費控除	訪問看護や短期入所療養介護など介護保険サービスの自己負担額のうち、医療費控除の対象となるものがあります（サービスの種類により対象の費用が異なります）。医療費控除の対象金額は領収書に記載があります。申告には、①氏名、②施設・病院ごとに金額をまとめた明細書の提出が必要です。問合せ先／市民税課 ☎ 0155-65-4120

■介護保険以外の施設サービス

種 類	内 容	対 象 者
養 護 老 人 ホ ム	家庭環境、経済状況などによって自宅での生活が困難な人が入所できます。	65歳以上で生活保護世帯の人、もしくは本人及び生計を維持している人の市町村民税の所得割がない人。 問合せ先／介護高齢福祉課 ☎ 0155-65-4145
生 活 支 援 ハ ウ ス	高齢等のために独立して生活する事に不安のある高齢者が入居できます。	60歳以上のひとり暮らし、夫婦のみの世帯、家族による援助を受けることが困難な人。 問合せ先／介護高齢福祉課 ☎ 0155-65-4145

※その他に有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などがあります。

■その他

サービスの種類	サービスの主な内容	対 象 者
あ ん し ん 住 宅 改 修 補 助 金	現在の身体状況に応じて、住まいの障壁を取り除くための工事に対し、費用の一部を補助します。	身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人、または要介護・要支援認定を受けている人。所得の世帯総額が550万円以下の人。 問合せ先／建築開発課 ☎ 0155-65-4179
住まいのワンス トップ相談窓口 (無料・予約制)	弁護士や司法書士などの専門家に、空き家を含む住まいに関する売却・相続・管理・リフォームなどの相談ができます。	住まいに関するお悩みをお持ちの人。 問合せ先／建築開発課 ☎ 0155-65-4179
特別障害者手当	精神または身体に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別な介助を必要とする人に対して手当を支給します。	日常生活において常時特別の介護を必要とし、重度の障害がある、20歳以上の人。 ※障害者手帳の有無は要件ではありません。 ※入院中及び福祉施設に入所中の人は対象となりません。 ※本人及び配偶者または扶養義務者の所得制限があります。 問合せ先／障害福祉課 ☎ 0155-65-4148
おむつの無料収集	汚物を取り除き、透明・半透明の袋に入れ、燃やすごみの収集日にごみステーションに出してください。無料で収集します。	家庭から出る使用済みの紙おむつ、布おむつ、尿とりパッド、お尻拭き、介護用の清拭綿が収集対象。 問合せ先／清掃事業課 ☎ 0155-37-2311
サ ポ ー ト 収 集 (ごみの戸別収集)	身体の障害や高齢・病気・けがなどの理由でごみステーションまでごみ出しができない世帯のために、ごみの戸別（自宅前）収集を行います。	身体の障害や高齢・病気・けがなどの理由で、ごみステーションまでごみ出しができない世帯。（事前に相談が必要です）。 問合せ先／清掃事業課 ☎ 0155-37-2311

介護保険制度

介護保険料の
決め方・納め方

介護保険サービス
利用までの流れ

利用料などの
軽減制度

介護保険サービス
の内容

その他のサービス

身近な相談窓口

窓 口	内 容	担当課・連絡先
帯広市成年後見支援センター「みまもーる」	認知症や知的・精神障害などにより、判断能力が十分でない人の「生活」や「財産」に関する不安や困りごとについての相談。	帯広市社会福祉協議会 ☎ 0155-20-3225 (グリーンプラザ内)
帯広市自立相談支援センターふらっと	日常の生活、仕事、家族など、さまざまな問題で悩んでいる人とともに解決に向け、継続的にお手伝いをする。	帯広市西6条南6丁目3ソネビル2階 ☎ 0155-20-7366

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住みなれた地域でいきいきと生活できるようにさまざまな支援を行う地域の総合窓口です。高齢者や家族、地域住民からの介護や福祉に関するさまざまな相談を受けています。

広陽・若葉、西帯広・開西 日常生活圏域担当

地域包括支援センター

愛 仁 園

広 陽 : 帯広市西16条南28丁目2番地1
若 葉 : ☎ 0155-49-2338
西帯広 : 帯広市西24条南1丁目33番地17
開 西 : ☎ 0155-61-1616

西、川北 日常生活圏域担当

地域包括支援センター

帯広市社会福祉協議会

西 : 帯広市公園東町3丁目9番地1グリーンプラザ内
☎ 0155-21-3292
川 北 : 帯広市西14条北1丁目1番地18アディ14 A-1号室
☎ 0155-66-4535

川西・大正、南 日常生活圏域担当

地域包括支援センター

帯広けいせい苑

川 西 : 帯広市川西町西1線47番地3
大 正 : ☎ 0155-53-4771
南 : 帯広市西5条南37丁目1番7号
☎ 0155-67-8437

鉄南、東 日常生活圏域担当

地域包括支援センター

帯広至心寮

鉄 南 : 帯広市西5条南30丁目19番地
☎ 0155-24-1150
東 : 帯広市西2条南6丁目1番地4ポトスビル201号室
☎ 0155-66-4613

介護サービスを利用するための流れを
動画にてご案内しています。

※右記から動画にアクセスできます。



このパンフレットの内容は、令和7年4月1日現在で作成しています。

帯広市 市民福祉部 福祉支援室 介護高齢福祉課

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市役所 低層棟1階

- | | | |
|-------------------------------|----------|--------------------------------|
| ◎介護保険料に関すること | …総務・保険料係 | ☎0155-65-4150 |
| ◎介護認定や介護サービス
に関すること | …介護認定給付係 | ☎0155-65-4151
☎0155-65-4152 |
| ◎高齢者福祉サービスや一般
介護予防事業に関すること | …高齢者福祉係 | ☎0155-65-4145 |